

別記

福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書

子ども医療費助成は、子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。また、障害者医療費助成・精神障害者医療費助成や後期高齢者福祉医療費助成も、障害者や高齢期の医療を支える大切な施策となっている。

これらの福祉医療制度はいずれも、愛知県民にとってかけがえのない優れた制度である。

しかしながら愛知県は、福祉医療制度の見直しによる一部負担金の導入は断念したものの、所得制限については今後も研究を続けるとしている。しかし、所得制限の導入は、各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、より慎重な検討が必要である。

よって、各市町村が今後も福祉医療制度が安定的に維持できるよう、愛知県の福祉医療制度の現行水準を存続するとともに、既に多くの市町村が独自に実施している子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象疾病の拡大、ひとり暮らしの非課税高齢者の後期高齢者福祉医療費給付制度への適用など、愛知県の助成対象の拡充が求められている。

愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう要望する。

記

1. 福祉医療制度（子ども医療費、障害者医療費、母子・父子家庭等医療費、精神障害者医療費、高齢者医療費）を縮小せず、存続・拡充すること。
2. 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施すること。
3. 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げること。
4. 後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にすること。当面、ひとり暮らしの非課税高齢者など後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会